

FD 小委員会規約

【平成 23 年 4 月 27 日改訂】

東京電機大学工学部電気電子工学科に FD 小委員会を置く。本委員会の活動については、以下のように定める。

1. 目的：電気電子工学科における教育の質の向上させる事、授業の継続的改善を図る事を目的として活動し、主として教育方法の見直しについて検討、実施する。
2. 構成員：学科の専任教員 4 名以上で構成し、幹事 1 名をおく。
3. 任用期間：委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
4. 会議の開催：年 1 回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。
5. 活動内容：
 - ・ 授業改善に関する活動の実施
 - ・ 授業改善例の検討
 - ・ 教員の教育の質的向上を図る仕組み（FD）の検討、実施
 - ・ 新任教員への研修、FD 座談会の開催など
 - ・ その他
6. 議事録：委員会議事録を作成し保存するとともに学科運営委員会または学科会議に報告する。
7. 付則：

この規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。